

質 疑 回 答 書

1 件 名 気象観測装置賃貸借（長期継続契約）

2 場 所 指令課 消防本部内 越谷市大沢二丁目10番15号 外2か所

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
Q 1 : 長期継続契約と記載ございますが、翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には損害賠償について協議頂けるとい認識でよろしいでしょうか。	A 1 : お見込みのとおりです。越谷市賃貸借契約約款第30条第2項に記載のとおり、実損害の範囲で協議させていただくこととなります。 なお、本市契約約款については、越谷市ホームページ（トップページ→くらし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しております。
Q 2 : 新型コロナウイルス感染拡大等により、万が一納品遅延が発生した場合、越谷市と納入会社様で直接解決して頂き、リース会社に責はないという認識でよろしいでしょうか。また指名停止等のペナルティはないという認識でよろしいでしょうか。	A 2 : 納品遅延等が発生した際は、リース会社様が納入会社様と協議していただくこととなります。また、納入遅延の場合のリース会社様に対するペナルティについては、「賃貸借契約約款」第13条に基づく対応となります。さらに、指名停止措置については、「越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく対応となりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大の理由のみによる納品遅延と認められる場合は、指名停止措置は行いません。